

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

呉市長 新 原 芳 明

呉市条例第42号

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例
(呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の7第3項」を「第33条の7第5項」に、「第35条」を「第35条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第30条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「と配偶者控除額」を「, 配偶者控除額」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「, 第1項」を「, 同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第33条の7第7項中「第35条第2項」を「第35条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第35条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第

3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) 」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第35条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から第35条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第33条の9第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) 」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第35条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第35条に次の2項を加える。

- 5 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) 」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第35条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から第35条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第33条の9第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) 」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第35条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第37条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第53条の2中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改める。

第53条の3中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、

「同条第17項」を「同条第8項」に改める。

第53条の4中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

第53条の5中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同条第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改める。

第53条の6中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

第53条の6の2第1項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第2項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

第53条の7中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

附則第2条の2第1項中「第33条の7第3項」を「第33条の7第5項」に改め、同条第2項中「第35条」を「第35条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第3条中「第35条」を「第35条第1項及び第4項」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第9条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項から第9項までを削り、第10項を第3項とし、第11項を第4項とし、同条第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第10条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第11条の見出し及び第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第11条の3の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第15条の2第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

（呉市都市計画税条例の一部改正）

第2条 呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第3条及び第4条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5条及び第6条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第7条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第12条中「第17項」の次に「第18項、第20項」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

第2条 第1条による改正後の呉市税条例（以下「新市税条例」という。）第35条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法

等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項及び第32項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（都市計画税の経過措置）

第4条 第2条による改正後の呉市都市計画税条例の規定は，平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成29年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。